

## 京都学園大学公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画

京都学園大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に基づき、京都学園大学における公的研究費の管理、運営及び監査に関する必要な事項を定めた「公的研究費運営・管理及び監査規程」を平成26年11月1日に施行した。同ガイドライン及び同規程に準拠し、以下の通り公的研究費を公正かつ適正に取り扱うために運営・管理に関するコンプライアンスを推進する。

### 管理・運営責任体制

#### (最高管理責任者)

大学の公的研究費の管理・運営について最終責任と権限をもつ者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (統括管理責任者)

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究・連携支援センター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、管理・監査の実施基準を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会の開催などの方策を講じなければならない。

#### (コンプライアンス推進責任者)

大学の各学部における公的研究費の運営管理について実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長及び所属長をもって充てる。

#### (コンプライアンス推進副責任者)

コンプライアンス推進責任者の下、公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担うコンプライアンス推進副責任者を置き、各学部に所属する研究・連携支援センター運営委員及び教育開発センター委員をもって充てる。

(コンプライアンス推進事務責任者)

コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費に関する事務全般を行い、公的研究費の執行を担当するコンプライアンス推進事務責任者を置き、研究・連携支援センター室長をもって充てる。

(コンプライアンス研修会の開催)

公的研究費の使用に関わる研究者及び職員並びに公的研究費の管理・運営に関わる研究者及び職員は、コンプライアンス研修会に参加しなければならない。

コンプライアンス研修会は少なくとも年に1回は開催することとする。

統括管理責任者はコンプライアンス研修会の受講状況を把握し、必要な改善策を講じることとする。